

議案第 7 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(三豊市税条例の一部を改正する条例の制定について)

三豊市税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 2 4 年 6 月 8 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

次に掲げる条例を制定することにつき、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成24年3月31日

三豊市長 横山 忠始

三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例（平成 18 年三豊市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第 11 条の見出し中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 6 号中「附則第 18 条第 7 項」を「附則第 18 条第 6 項」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出しを「（平成 25 年度又は平成 26 年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第 1 項中「平成 22 年度分」を「平成 25 年度分」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 22 年度適用土地」を「平成 25 年度適用土地」に、「平成 22 年度類似適用土地」を「平成 25 年度類似適用土地」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し及び同条第 1 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 2 項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、「、住宅用地には 10 分の 8、商業地等にあつては」を削り、同条第 3 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項を同条第 5 項とする。

附則第 13 条（見出しを含む。）中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「から第 6 項まで」を「から第 5 項まで」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 21 条の次に次の 1 条を加える。

第 21 条の 2 法附則第 41 条第 15 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 15 項に規定する特定

移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）
に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第 4 1 条第 1 5 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、
地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第 4 1 条第 1 5 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番
号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第 4 1 条第 1 5 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種
類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第 2 条第 1 項の博物館
（次号及び第 5 号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に
供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置す
るものの所有に属しないものである場合にあっては、第 1 号から前号までに掲げ
るもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させて
いることを証する書類

附則第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第 2 2 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災
（平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発
電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関
係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条にお
いて「震災特例法」という。）第 1 1 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この
項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった
所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又
は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第 1 1 条の 4 第 6 項に規定する譲
渡をいう。）をした場合には、附則第 1 7 条第 1 項中「第 3 6 条」とあるのは「第 3
6 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成
23 年法律第 29 号）第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、
「同法第 3 1 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 3 1 条第 1 項」と、附則第

17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期限等」に改め、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三豊市税条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の三豊市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は三豊市税条例の一部を改正する条例（平成24年三豊市条例第23号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例
--------	----------	--

		による改正前の三豊市税条例（以下「平成２４年改正前の条例」という。）附則第１２条第２項若しくは第４項
	又は１３条	若しくは第１３条又は平成２４年改正条例附則第３条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成２４年改正前の条例附則第１２条第２項若しくは第４項
附則第１５条第１項	から第５項まで	から第５項まで又は平成２４年改正条例附則第３条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成２４年改正前の条例附則第１２条第２項若しくは第４項

【議案第71号関係】

三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号) 一部改正 新旧対照表 (抄)

改正後 (案)	現 行
(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)</u>及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。 2～9 略 附 則 (土地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法<u>附則第18条第6項</u>(附則第13条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法<u>附則第18条第6項</u>) (7) 略 <u>(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)</u> 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。))を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成25年度分又は平成26年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。))で土地課税台帳等に登録され	(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)</u>及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。 2～9 略 附 則 (土地に対して課する<u>平成21年度から平成23年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法<u>附則第18条第7項</u>(附則第13条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法<u>附則第18条第7項</u>) (7) 略 <u>(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)</u> 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。))を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>平成22年度分又は平成23年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。))で土地課税台帳等に登録され

たものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であつて、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(削除)

たものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地であつて、平成23年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地には10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条

宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅用地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅用地据置固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条

の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成27年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告) 第21条 略 2 略 <u>第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</u> (2) <u>次に掲げる事項を記載した書類</u> ア <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> イ <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> ウ <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</u> (3) <u>特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類</u> (4) <u>特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類</u> (5) <u>当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類</u> (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第22条 略 2・3 略 <u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</u> <u>第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故に</u>	の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成24年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。))に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告) 第21条 略 2 略 (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第22条 略 2・3 略
--	---

による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法

第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用さ

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用さ

れる法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

れる法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。